

保護者様

新潟清心女子中学・高等学校
校長 曳田 宏一

出席(登校)停止について(通知)

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により、他の生徒にうつるおそれのある期間は出席(登校)できないことになっております。

必ず専門医の診断・治療を受けてください。病気が治癒し登校する際には、主治医から下記「感染症診断通知書」を記入していただき、登校時、学級担任にご提出ください。

なお、出席(登校)停止の期間は欠席とはみなされません。

※ 医療機関によっては、下記「感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料となる場合がありますのでご承知おきください。

(○印はかかっていると思われる病気)

病名	出席(登校)停止の期間(基準)
	下記の第2種学校感染症は、表の基準の他、症状により医師から感染のおそれがないと認められた時は登校可能。
1 インフルエンザ (新型インフルエンザを含む)	解熱した後2日を経過するまで。
2 百日咳	特有の咳が消失するまで。
3 麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
4 流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで。
5 風疹	発疹が消失するまで。
6 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
7 咽頭結膜熱 アデノウイルス感染症	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
8	

専門医様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒にうつるおそれがなくなりましたら保護者又は生徒に「出席(登校)してもよい」旨を指導の上、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

感染症診断通知書

学年・組及び氏名	年 組 氏名
----------	--------

病名 _____ 診断日 年 月 日

上記の生徒の疾病は治癒し、又は他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

登校開始許可月日	月 日から
----------	-------

医療機関名又は
医師氏名

印